

高齢者の暮らしを応援します

高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりを図ることを目的として、住宅のリフォーム・バリアフリー改修費用に対して補助します。

●補助金交付要綱（以下抜粋）に該当するリフォームを行う場合

高齢者世帯住宅リフォーム支援事業

【対象の住宅】
交付申請時においてア又はイのいずれかに該当する建築年数 22 年以上で
ア 満 75 歳以上の方が所有し居住する住宅
イ 満 65 歳以上の方が所有し居住する非課税世帯の住宅

- 【条件】
- ・ 町内業者により施工すること
 - ・ 東川町景観基準に合致していること

【対象工事】

- ・ 外観工事
（例）外壁・屋根の塗装 等
- ・ 構造補強工事
（例）基礎・土台・柱・梁等の修繕や補強工事 等
- ・ 居住性の向上工事
※バリアフリー化とされない工事

【補助金額】
工事費の 1/2 以内で上限 25 万円

高齢者住宅バリアフリー改修事業

【対象の住宅】
交付申請時に
満 65 歳以上の方が居住する住宅

- 【条件】
- ・ 町内業者により施工すること

【対象工事】

- ・ バリアフリー化を図る工事
（例）お風呂のユニットバス化、建具等の段差解消、手摺の取付 等

詳細は別紙東川町バリアフリー工事対象基準をご確認ください

【補助金額】
工事費の 1/2 以内で上限 25 万円

介護保険による改修費助成金等、他補助金・助成金を受けている工事箇所 及び
過去に高齢者世帯住宅リフォーム支援事業で補助を受けた住宅 は対象外となります。

公募制

本制度は指定する期間に申込みが必要です。
申込みが上限になった場合は抽選となります。

この補助制度は、平成 30 年度限り